

## 第 94 回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：令和 7 年 11 月 10 日

### 開会 午前 10 時 30 分

○経済戦略局 定刻となりましたので、ただいまから第 94 回大阪市大規模小売店舗立地審議会を開始いたします。委員の皆様方にはお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは初めに、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。「次第」、「配席図」、「委員名簿」をお配りしておりますが、不足はございませんでしょうか。加えて傍聴の方には、「傍聴の際の注意事項」及び「大規模小売店舗出店のルール」を配布させていただいております。傍聴の皆様には先にお配りしています注意事項に従って、円滑な審議会の運営にご協力いただきますようお願いいたします。また、携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するなど審議の妨げにならないようお願い申し上げます。

それでは、本日ご出席いただいたおります委員の皆様をご紹介させていただきます。会長に続きまして委員の皆様をご紹介申し上げます。会長の白委員でございます。

○白会長 はい、よろしくお願ひいたします。

○経済戦略局 上田委員でございます。

○上田委員 上田です。よろしくお願ひいたします。

○経済戦略局 菅原委員でございます。

○菅原委員 菅原です。よろしくお願ひいたします。

○経済戦略局 西堀委員でございます。

○西堀委員 西堀です。よろしくお願ひいたします。

○経済戦略局 松尾委員でございます。すみません、松尾委員がまだいらっしゃっていないようですので、後ほどご案内いたします。山根委員でございます。

○山根委員 よろしくお願ひいたします。

○経済戦略局 四辻委員でございます。

○四辻委員 よろしくお願ひします。

○経済戦略局 現在、6 名の委員の皆様がご出席になります。本審議会の委員数は 7 名であり、現在 6 名、後ほど 7 名のご出席がございますので、審議会規則第 7 条第 2 項の規定により、本審議会が有効に成立していますことを、ご報告申し上げます。

本市側ですが、経済戦略局及び大店立地法関係所属の担当者も出席しておりますが、配席

表に記載させていただいておりますので、紹介につきましては省略いたします。

すみません、ただいま委員の方をもう1名ご紹介いたします。ただいまいらっしゃったのが、松尾委員でございます。

○松尾委員 よろしくお願ひいたします。

○経済戦略局 また、大阪市大規模小売店舗立地審議会要綱第6条第2項に基づき、「設置者は原則、審議会において、調査審議される大規模小売店舗について、説明するものとする」としていますことから、設置者にも出席を求めております。

それでは、これから議題進行につきましては、本審議会規則第4条第2項に基づきまして、議題進行を会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○白会長 それでは、審議に入りたいと思います。本日審議する内容は、新設の届出案件1件でございます。質問・意見は、案件の説明終了後にお伺いいたしますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、「(仮称) 淀川区新高商業施設」の新設に関する届出内容等について、説明をお願いいたします。

○設置者 それでは説明の方に入りたいと思いますが、座って説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。それでは、スクリーンの方で説明の方をしていきたいと思います。

この案件はですね、名前が(仮称)淀川区新高商業施設ということで、淀川区に作る新設の届出の第五条の届出でございます。まず、場所でございますけれども、今出ております真ん中に計画地と書いてあるところが場所でございます。ここは淀川区の、ここに書いておりますけれども、こちらが阪急電車の神戸線、こちらが阪急電車の宝塚線が走っておりますし、神崎川駅とこっち三国の駅でございまして、ちょうど間でございます。このちょうど真ん中ぐらいでございまして、この斜めに走っているこれが神崎川でございます。神崎川の少し南側に位置しておるところでございます。その次でございます。

ちょっと事前にお渡ししてあるものよりも1つ周辺図入れさせていただきました、わかりにくいなと思いましたので。今、場所ここが計画地、届出書につけておるものと一緒にございまして。ここが計画地で、斜線が入ったところでございます。ここが神崎川でございまして、阪急の神崎川駅はこちらからもう少し西の方に行ったところを南北に走っていると、そして宝塚線がこっちの方を走っているというところです。計画地でございますが、この緑色の線の入っているところが用途地域の境界でございまして、計画地及び北側が工業地域にな

ってございます。この道路挟んで南側ですね、この部分が第一種住居地域になっているというということでございます。北側の方、計画地の北側の方には工場がございます。こちら側にあるのは、黄色で記載しているのは住宅でございまして、これはマンションでございます。西側については黄色でペイントしているところが民家でございます。道路を挟んで向かい側は民家とか事業所があるといった、こういうロケーションの場所でございます。元々ここは何があったかといいますと、事業所のグラウンドがありまして、そのグラウンドの跡地に今回商業施設を、土地を借りて建てようというところでございます。次、当案件の施設の店舗名称先ほど言いました。所在地の場所も言いましたが、店舗面積は2,705平方メートルでございます。設置者、先ほども言いましたが「大和ハウスリアルティマネジメント株式会社」が土地を借りて、建物を建てて、お店に入っていただくということです。小売業者はロピアと書いていますが「株式会社ロピア食料品店」の売り場・お店で、未定物販と書いてますけども、未定物販の方はドラッグストアのキリン堂が入ることで決まっております。主な売るもの「食料品」、これがロピアで、「医薬品」とか「雑貨」とかがキリン堂となっております。

次のページをお願いします。周辺の状況の写真でございますが、これは今、計画地がここなんですけれども、西側の方の南側の市道を東の方に向かって撮った写真でございます。従いまして左側に見えているこの白いところ、これが工事の壁に向かって万能塀が建っていますけども、この左側が計画地になります。

次が反対の方から南の方に向かって、撮った写真で、ここも工事がされました。こちらの右側が計画地になっています。少し建物が見えておりますが、こちらが工事中の建物になるものでございます。

その次もうちょっと下がったところから撮ったのがこれです。見方は一緒です。今度は一番西側の端のところを計画地の中を向いて撮った写真でございまして、隣には建物がございまして、境界はここになるというところです。こちらがお店の建物でございます。  
この反対、北の方から南に向かって撮った写真でございます。ここの道路でございますけども、こちらから南に向かって撮ったものでございます。

次は西に向かって撮った写真でございます。この後ろに見えている建物がお店でございます。もう少し前から撮ったところ、ここは道路ではないんですけども、隣との敷地の境界の所を撮った写真になります。これは、その反対から撮ったものです。こちら側が工場があるところで、計画地がこの左側でございます。次はこれを今度、北から南に向かって撮った方の敷地の境界になってございます。これは北の方に向かって撮った写真になってございま

す。

続いて配置の計画でございますけれども、届出書の配置図にわかりやすく落としたものでございます。先程言ったロピアが、建物がこういう L 字型の建物でございまして、こちら側が、斜線が入ったところが売り場でございます。ロピアの売り場で、1,924 平方メートルございます。この未定物販と書いてあるのが、キリン堂が入るところでございます。お客様の入るところがどこかと言いますと、ここにホールと書いたところがございまして、右側に黒の三角がのっていますけれども、ここからお客様が入りまして、それぞれに分れてお店に入っていくということになっております。この下に未定非物販というのがあるんですけども、これは何かというと、買取専門店が入る予定になっています。非物販でございますけれども買取の専門店が入ると。この3つのお店で構成をされています。1階建てでございます。

駐車場がですね、実はこの平面駐車場と屋上にも駐車場がございまして、ここにスロープがございまして、駐車場の出入り口は一箇所なんですけれども、ここから入りますと平面駐車場、もしくはスロープを上がって屋上の駐車場にも行けます。このスロープを上がってきますと屋上に駐車場もございます。

続いて、1階の部分ですけどもこの駐車場とさらに次の駐車場、この駐車場両方合わせまして149台の駐車場を設ける予定でございます。ここに従業員用とありますけれども、従業員用のものではなくて、全部お客様用として解放しようという風に考えておりますので、この現状従業員用と書いてありますけれども、お客様用として解放して、立地法上の必要駐車台数の約1.5倍の駐車場を解放したいと考えております。

あとですね、1階の部分で駐輪場ですけれども、駐輪場はこの部分とこの部分、それとこの部分に駐輪場を108台のものを設けたいというふうに考えている次第でございます。

あと荷捌き施設ですけれども、荷捌き施設は2か所ございまして1か所はこちら、こちらが荷物を降ろすところです。ここにバックヤードがあって、ここも実はバックヤードと繋がっておりまして、こちらキリン堂に降ろす、こちらはず一つとこう、ロピアに持っていくというようなところになります。もう1か所、こちらにございますけれども、こちらにつまましてはロピア専用ですけれども、ここから降ろしてバックヤードの中に入れたいというふうに考えております。この2か所で荷捌きは運用したいというふうに考えております。

廃棄物保管施設ですけれども、廃棄物保管施設は2箇所ございまして、こちら側の小さいところがキリン堂用の、そしてこちら側がロピアのということで、廃棄物保管施設の1階の

中に設けたいというふうに考えております。

このホール部分につきましては、斜線が入って売場面積書いてますけども、カートなどを置くのでホールの部分も売場面積として含んでますけども、ここにお店が入るとかそういうことではないというところです。ここ2階の部分のホールの部分も同じでございます。こちも特に何かお店ができるわけじゃないんですけども、カートなどを置く予定がございますので面積には含んでいるということでございます。2階に止めたお客様はここのホールから下に降りて、上がってくるというような計画になってございます。これは先ほど言ったように駐車台数につきましては全体が149台、駐輪台数、荷捌き施設の面積、廃棄物保管施設の容積を書いてございます。

運用面の話です。営業時間でございますけれども、朝の9時から夜の10時ということで届け出の方をさせていただいております。ただしですね、これ届出していますが、通常営業につきましてはロピアの方が朝の10時から夜の8時までを今考えております。キリン堂の方は朝の9時から夜の21時45分までの予定で今考えておるというところでございます。荷捌き施設の時間帯は6時から9時までございます。

続いて出入り口の部分のところの写真でございます。この辺りに出入り口を設けるんですけども、ここから入って出るというような出入り口付近の写真がこれでございます。

これが西の方から撮った搬入車両の出入り口、ここですね。搬入車両の出入り口がだいたいこの辺りにできるということでございます。

必要駐車台数の計算したものがこちらに、これは届出書の方にもつけております。必要台数は94台になるというところでございます。

交通の需要率の計算したものを今ここに映しておりますが、左側にあるのが開店後の需要率の計算したものでございます。調査ポイントが5箇所ございまして、この5箇所の地点での交差点需要率の計算でございます。今回の案内経路でございますけども、赤色が来店、退店経路が水色でございます。こちら、西の方から来る車につきましては、こちらから左折で入っていただく、北の方とか南の方から来る車につきましては、地点1、3とこの4番を経由しまして、地点2を経由して左折で入っていただく、左折入出庫の案内をして来ていただくというような計画に今なっておりますというところでございます。

この地点2というのだけが信号のない交差点でございまして、これを無信号の交差点、計画地の前のところなんですかね、この部分です。この部分だけ信号がないので評価の方法が変わっています。計画地がここなんですかね、ここから出てきた車が、案内ルート

としてはここから南から北に曲がって、右に曲がらないといけないんですけども、主道路がこっちで従道路がこっちなので、従道路から出て曲がれるのかどうかというものを検証したものになります。評価としましては「非常に小」ということで、8段階あるところの2番目の数値になっていますので、処理的にはできるという計算にはなっています。

続いて騒音の話をさせていただきます。騒音につきましては発生源としましては、空調用室外機などがございます。冷凍庫用室外機、換気扇があります。騒音の予測をしたポイントを写真で説明させていただきます。

まず A という地点ですけれども、A という地点は西側のこちらです。写真ではこのあたりになりますけれども、これが写真で撮った部分です。次 A' でございます。A' でございますが、A' はこちらでございます。ここのところのポイントを A' とさせていただいております。B でございますが、B の方は実はこちら事業所なので家がないんですけども、一番高くなるところを B を取っております。C につきましても、民家ないんですけどもここが高くなるので C を取らせていただいております。D でございますが、D につきましては西側の道路の向かい側のこの位置で、ポイントを取っておるというところです。D' ですけれども、D' はこちら住宅がございます。D' をこの一番上の所の7階建ての6階の部分で設定をさせていただております。

それぞれ騒音を予測した結果でございますが、これが等価騒音レベルの予測結果でございます。それぞれ ABCD に対しての等価騒音環境基準でございます。一応環境基準を満足する計画とさせていただいております。

これは次、夜間の等価騒音レベルでございます。見方は全く一緒でございます。その次お願いします。次に夜間の騒音レベルの最大値の予測結果でございます。これは abcd になってございまして、こちらのポイントでの規制基準と最大予測値の比較をしております。基準を満足しております。

次に廃棄物保管施設でございますが、先ほど2か所ございますと言いましたが、この2か所で配置するんですけども、指針の容量を計算したものをこちらに記載しますけれども、指針値に対して容量を大きく取っているということでございます。

立面図でございますが、これがイメージでございます。東面から見たところがこちら、これはスロープが引いておりまして、南面というのがちょうど正面から見たところになるんですけども、こちらが南面でございます。そして西面、北面というところでございます。

簡単ではございますけれども、以上で計画内容の説明を終わりたいと思います。どうもあ

りがとうございました。

○経済戦略局 どうもありがとうございました。本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況につきまして、事務局よりご説明いたします。

令和7年4月11日から令和7年8月12日までの4か月間縦覧を行いましたところ、3通の意見書の提出がありました。ご意見に対して、設置者より概要の説明及び回答をお願いいたしました。

○設置者 続きまして、ご意見に対する回答などの説明をさせていただきます。意見書の意見と解答の方を両方説明させていただきたいと思います。

まずひとつ目ですけども、1ページ目のところの1つ目です。意見の内容をまずは読み上げます。『駐車台数の設定は、大店法の指針値では不十分であると考えられるため、既存店舗の実績を基に満車にならない台数を確保すること。なお、全体収容台数149台全てを利用しても不足する可能性がある。とくに、店舗前道路の幅員は狭く見通しが悪いので入庫待ち車両が発生しないようにすること。駐車台数を十分に確保しない場合（全体収容台数を増やさない場合）、「予測を超えた来店車両で入庫待ち車両が複数回見られた時は、対策を行うまで店舗の営業を自粛すること。』というご意見がございます。

これに対しまして、「駐車台数については、立地法指針の必要台数の約1.5倍の台数を確保しております。なお、混雑が見込まれる際には、交通整理員等によって、屋上駐車場へ誘導し、場内で待機させます。また、公道での駐車待ちは発生しないように努めます。なお、駐車場出入口から屋上駐車場までは約70mあり、スロープや車路に10台～12台程度を待機させることができます。スロープや車路等を含め、場内が満車になる場合はプラカード等の案内で通過していただくよう告知します。」という回答でございます。

今待ちスペースと言ったのは、この出入り口からずっと入っていって屋上にスロープで上がるんですけど、この部分を使ってできるだけ中に引き込みたいということで70mという記載をさせていただいております。ドンドン中に入っていただくということを考えております。

続いて2つ目のご意見でございます。「来客の案内経路の周知方法として、オープン時のチラシが記載されているが、これだけでは全く不十分である。」ということです。これについては、「案内経路については、オープン時にチラシ掲載し、広域看板の設置や要所へのプラカード案内等により周知する計画です。」という回答をさせていただいております。

その次のご意見、『案内経路として図面5-1が示されているが、実際にチラシなどに掲載する図面を示して欲しい。たとえば、国道176号線の北側からの来店車両は、どの経路を通

ったら良いのか。20 ページの配慮事項に「左折入庫・左折出庫します」と記載されているので、少なくとも9割の車両は左折入庫になるようとするべきである。これが実現できていなければ、対策を行うまで店舗の営業を自粛するように約束すること。』というご意見でございます。これについてはですね、「国道 176 号の北方面からの来店ルートは、地点3（仮）新高一丁目南交差点⇒地点4（仮）十三市民病院北交差点を北進し、地点2（仮）計画地前交差点を経由し、左折入庫いただく計画です。案内経路については、オープン時にチラシ掲載や広域看板の設置、要所へのプラカード案内等によって周知します。なお、チラシに掲載する案内経路（案）は、別紙に示すとおりです。」という回答をさせていただきます。これはですね、この案内経路のことございまして、左折イン左折アウトなので先ほども言いましたように、こちらから来た車にはこういうふうに回って迂回していただかないといけないということになります。どういう風な具体的なチラシ案を入れるのかということで、これをもうちょっと模式的に書いたもの、新聞の折り込みチラシになってしまい、チラシへの掲載になるので、模式的なもので案内をしようという風に今考えている次第でございます。それ以外にもですね、業者にプラカードを持った者を配置させて、左折イン左折アウトの方を案内していきたいと考えている次第でございます。

その次の意見でございます。「周辺道路は狭く、曲がっていて見通しが悪く、また歩行者・自転車も多いため非常に危険である。地点2の交差点は見通しが悪く、交通事故の懸念がある。また、時間帯によっては国道 176 号線の混雑などの影響で地点1から西側への渋滞が想定される。周辺道路の交通安全対策及び混雑を起こさない対策を道路管理者・交通管理者と連携して行うこと。」ということでございます。これにつきましては、「地点2（仮）計画地前交差点の付近には、一旦停止を呼びかける注意喚起看板を設置します。また、地点2交差点付近には当面の間、整理員を配置します。なお、警備計画については、事前協議を行い、道路管理者や交通管理者等の関係機関とも連携を行い、対応して参ります。」以上でございます。地点2というのがこの場所のことございまして、ここについてはですね、注意喚起看板を建てるんですけども、地点2っていうのはここのことなんですかけども、ここからこう曲がってくる車に対して、ここにですね、これ今一応届出書ではつけてないんですけど、「止まれ」「左右安全確認」というような看板をここにつけて、従道路から主道路に出るときに、いったん止まってくれということで、注意喚起看板を反対につけたいという風に考えておる次第でございます。

その次でございます。「塩野香料と新高中央公園の間の道路を通って、神崎川左岸線に抜け

る自動車・自転車が想定される。このルート上の、塩野香料の門から北側に違法な柵・ポールが設置されており、歩行者・自転車・自動車にとって非常に危険である。道路管理者と連携し、違法な柵・ポールの撤去を行い、安全に通行できる空間を確保すること。」ということでございます。これにつきましては、どこのことかというと、ここに公園があつて、ここのことなんすけれども、この道路のことをおっしゃっております。これにつきましては、「ご指摘の道路は、公道上（市道新高第7号線）の設置物であり、弊社では撤去等を行うことができません。」という回答をさせていただいております。

続いて「客引きのための過度なセールは、周辺の交通に与える影響が大きいため、慎むこと。」これについては、「消費者をあおる過度なセールは慎みます。」という回答です。

その次、「売り上げ増加のためにむやみに店舗数を増やすのではなく、立地を十分に考えて出店を計画すること。」これについては、「出店する立地の状況を考えて計画して参ります。」という回答をさせていただいてます。

その次、「大阪市は開店後の状況を十分に把握し、周辺道路への影響など問題があれば速やかに指導を行い、改善されるのを確認すること。」ということで、大阪市さんへのご質問でございますので、解答は控えております。

その次、「当該施設の近隣に住宅があり、店舗へ向かう車両のルート及び渋滞した場合の具体的な処置について説明会など開催してほしい。休日などの（オープン時含む）付近の通り抜けや渋滞が心配である。」ということで、これについては「案内経路についてはオープン時にチラシ掲載、広域看板の設置や要所へのプラカード案内等によって周知し、付近の細街路に来店客車両が侵入しないように努めます。」と考えております。

その次、「本施設が接する車道は片側一車線のため、本施設駐車場への進入待ちの道路上で待機する車両が増えると交通渋滞が発生する。5月19日に開催された説明会では立地法コンサルより駐車場の満車時には駐車場への進入待ちを許さず交通誘導員より通過指示を徹底させる旨の表明があり、設置者ならびに小売業者からは異論もなかった。設置者ならびに小売業者においては繁忙期に限らずに交通誘導員を常駐させ、渋滞発生を抑止すべきである。」というご意見です。これに対して、「駐車場の出入口には当面の間、交通整理員（日中）配置し、スムーズな入出庫に努めます。また、駐車場が満車になり、スロープ等の車路もいっぱいとなり、店舗前の公道に入庫待ち車両が発生した場合には、お客様に通過していただくようプラカード等で案内する計画です。」

その次、「本施設の2階駐車場に従業員等駐車スペースとして55台分の記載があるが、客

用駐車スペースの数が少なくなるとその分だけ駐車場の回転が悪化し、入庫待ちの車による周辺道路への渋滞を引き起こすことが懸念される。従業員等駐車スペースは本施設の敷地内ではなく、隔地に設置されるべきである。」これに対しまして、「現状、従業員用駐車スペースは設けません。」という計画にしております。

その次、「搬入車両については周辺道路の関係上右折入庫、右折出庫となる旨の表明があつたが、荷捌き場の混雑に伴い搬入車両が公道上で入庫待ちすると、渋滞の要因となるとともに、搬入車両を追い越す車両と対向車による事故も懸念される。設置者および小売業者により、搬入車両が公道上で入庫待ちすることのないよう、指導を徹底すべきである。」ということに対しまして、「商品搬入については搬入車両が集中しないよう、分散させます。また、荷さばき施設①については、2～3台が同時に作業可能です。荷さばき施設の周辺は一定の待機スペースがあります。何かあれば、場内で待機させ、公道上の待機は行いません。」という回答でございます。

次、「駐車場で入出庫する車両と、歩行者が自転車との交錯が複数発生することが予想される。特に、本駐車場はカメラ式であり出庫口にバーが設置されていないのであれば、スピードを出ししながら出庫する車両と歩行者や自転車との接触事故が増えることが強く懸念される。設置者ならびに小売業者においては繁忙期に限らずに交通誘導員を常駐させ、歩行者や自転車の安全を確保すべきである。」こと、というご意見です。これについては、「駐車場出入口には一般停止線や安全確認を呼びかける注意喚起看板を設置します。また、当面の間は交通整理員（日中）を配置し、歩行者や自転車の安全確保に努めます。」

その次のご意見ですが、「また本施設の駐車場構造は、店前の平面駐車場からの出庫車と入庫者が交錯する動線となっており、駐車場内の誘導が適切になされなければ、公道上に入庫待ちの渋滞が生じることが懸念される。駐車場内にも交通誘導員が常駐することが必要である。」これに対しまして、「平面駐車場からの退店車両と、入庫車両が交錯する動線になっていますが、平面駐車場側には一旦停止の路面標示を行い、入庫側を優先とし、主従関係をハッキリとさせています。なお、繁忙時には場内にも交通整理員を配置し、対策します。」と考えております。

その次、『添付図面5』に記載のある本施設への来店車両経路に関連し、地点5より東進する道路、および地点4より北進する道路にて、歩道の存在しない区間がある。事故防止のため、小売業者の作成するチラシや、小売業者のホームページ、ならびに小売業者の店内掲示にて、当該区間の通行にあたり細心の注意を払うことを明示し、車で来店する客への注意

喚起を徹底すべきである。』というこのご意見に対しまして、「案内ルートの一部に歩道の無い箇所がございます。お車でご来店の際には十分気を付けてほしい旨を、オープン時にチラシやホームページ、店内掲示等によって注意喚起します。」と考えております。

その次、案内経路のところですが、『添付図面5』では、新高小学校の北側の道路について来店客車両経路としては記載されていないが、実際にはこの道路を通行しての来店が相当数発生するという可能性がある。設置者ならびに小売業者においては新高小学校に通う児童や、新高小学校南隣に位置する新高幼稚園の園児の安全のため、特に児童や園児の登下校が発生する平日に関連し、来店にあたってこの道路を通行しないよう来店客に向けた注意喚起を徹底すべきである。』というところでございます。これはですね、どこを言っているかと言いますと、ここに新高小学校がございまして、特にこちらから来る車がこういうショートカットで通れるルートがあるんですけど、これを言っております。ここは小学校もございますし、案内ルートには設定していないというところでございます。これにつきましては、「ご指摘の経路については、案内経路として設定しておりません。所定の案内経路を通っていただけるよう、オープン時にチラシやホームページ、店内掲示等によって案内経路を周知するとともに、当該道路へ侵入しないよう、注意喚起します。」と考えております。

その次、「地点2のすぐ南の車道に、私有地との関係で、相互通行でありながら車1台分しか幅のない部分が存在する。現在は南向きに曲がってくる車両が多いが、北向きの車両が増えると、正面衝突の危険が増す。また、そもそも車道の幅員が狭いため、歩行者や自転車の危険性も増す。該当地点に関連し、設置者ならびに小売業者および行政が十分に協議して事故防止のためのあらゆる措置を講じることが必要である。例えば、事業者負担にての信号機の設置は、再度警察並びに行政において真摯に検討し、設置すべきである。また、設置者ならびに小売業者においては、自らの利益のために地域の交通安全に大きな負担をかける該当地に出店する以上、得られた利益に応じた対策を講じるべきである。具体的には、地点2のすぐ南側で、車道に食い込んでいる私有地を買収して大阪市に無償提供し、電柱の移設を伴う道路拡幅を行うべきである。』というご意見でございます。地点2が先ほどから言っているこの部分になります。これについての回答ですが、『地点2の付近（敷地内）には従道路側からの車両に対し、「一旦停止」を呼びかける注意喚起看板を設置します。また、地点2交差点付近には、当面の間、整理員を配置し、安全運転の啓発に努めます。なお、民地の買収については、相手もあるところから、難しいです。また、警察にもお願いしましたが、現在では事業者負担による新規の信号機の設置は認められておりませんでした。』

その次の意見でございますが、「豊中市方面より、神洲橋を渡り神崎川駅下の歩道を通行して本施設に来店する自転車客が想定される。神崎川駅下の歩道は狭く、また違法駐輪が多いため、歩行者と自転車客が相当する交錯することが想定される。設置者ならびに小売業者においては、この地点の通行に際しての注意喚起を徹底すべきであり、また行政も本施設の設置を前提として、本地点での違法駐輪について対策を強化すべきである。」という意見でございます。これにつきましては、神崎川駅の違法駐輪については撤去に向けて、市の担当部署へお願いしてまいります、という回答でございます。これについてはこの神崎川駅のところに違法駐輪車が結構あるということでございました。

以上が、意見等へのこちらの回答でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○経済戦略局

ありがとうございました。

本市に対するご意見に対しましては、事務局よりご回答いたします。

まず初めに、大阪市は開店後の状況を十分に把握し、周辺道路への影響など問題があれば速やかに指導を行い、改善されるのを確認すること、という意見です。本意見について、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針において「設置者は届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分であった場合には、再調査・再予測を行い、それに応じ追加的な対応策を講じるよう努めることが必要である」とされておりますので、指針を順守しているか確認してまいります。

次に、豊中市方面より神洲橋を渡り神崎川駅下の歩道を通行して本施設に来店する自転車等が想定される。神崎川駅下の歩道は狭く、また違法駐輪が多いため、歩行者と自転車客が相当数交錯することが想定される。設置者並びに小売業者においては、この地点の通行に際しての注意喚起を徹底すべきであり、また、行政も本施設の設置を前提として本地点への違法駐輪について対策を強化すべきである、という意見でございます。

本意見につきましては、大規模小売店舗立地法の範疇外のご意見となりますので回答は差し控えさせていただきます。

続きまして、お配りしています「本市意見（経済戦略素案）について、検討状況につきましてご説明いたします。本市関係所属等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など交通関係や騒音、廃棄物等の各項目について法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、本市意見案につきまして意見なしとの取りまとめ

を行っておりますが、付帯意見案といたしまして「1. 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。」、「2. 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。」、「3. 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。」、「4. 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うよう努められたい。」。この4つの案を取りまとめているところでございます。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○白会長 はい、それではただいまのご説明を踏まえ、皆さんのご審議を賜りたいと思います。また、事務局・設置者の方からも適宜、お答えいただければと存じます。どうぞよろしくおねがいいたします。

○四辻委員 ご説明ありがとうございます。弁護士の四辻です。道路のことが結構気になっているんですけども、交通整理員を当面の間配置するというふうに書いていると思うんですけど、これ図を見ると駐車場の入り口のところに1人と、意見書の回答によれば交差点のところにも置くんですかね。まずどこに何人設置するのかっていうところと、当面の間っていうのはどれくらいの予定で考えているのか。あとは一時的なものなのかどうかというところについてお答えください。

○設置者 今ここに記載しているものは通常営業の時のものを書いてあったんですけれども、ここに整理員が配置されます。これは最低限の話でございまして、これ以外にも先ほどから言っている地点2というのが実はここにありますて、ここからこう曲がってくる。この曲がってくる車を抑えることはできないんですけども、こういうところにも人をオープン時には出して、人を立てる。ここ以外にもですね、当然場内にも人が出ますし、場合によってはオープンの時にここからこの中で捌ききれないと言いますか、待つときはプラカードを持った者がここだけではなくてその手前、例えばですけど、こういうところに「これ以上来てもらっても入れません」というようなプラカードを持つとかですね、このルート上に持って立つたりとかですね。そういうところに今オープンに向けてオープン対策を所轄さんと話すことになっていまして、そこで人数が決まってくるかなということです。当面というのは、オープンしてから落ち着いてからになるんですけど、これも警察さんとの話し合い、このあたり

で例えば土日だけにさせてくださいとか、そういう話をするかもしれません。今のところ日にちは切ってないところが状況で、その状況を見させてほしいというところで、その状況を見て所轄さんと話をして、まあこれぐらいでというのをご判断いただきたい、協議していきたいというふうに考えております。

○四辻委員 ありがとうございます。ということは交通整理員のところについては、場合によってはずっとというか結構長い間、例えば土日だけ置くとかそういったことは全然あり得るということですかね。

○設置者 土日だけというか、今言ったのは通常の平日も含めてという話です。

○四辻委員 わかりました。懸念してたのが、やっぱり来客がどこからくるのかって考えると、東から来る方もかなり多いと思いますし、近くに住んでたからわかりますけど、南の方とかも自転車ユーザーもかなり多いと思っていて、南からの道、自転車も結構多いかなと思っていて、横断歩道のところも結構危ないかなと思っていましてね。そこで、近くの東側に大きなスーパーがありますけど、あそこ、土日だと常に警備員がいはるような感じで、ずっと案内してる形なのでそれでギリギリなんとか秩序が保たれているかなと思っていて。わかりました。当面の間というのがオープン時だけという趣旨であればちょっと危ないかなと思ったのでそこだけ確認させていただきました。以上です。

○白会長 他の委員様からもご意見ありましたら、どうぞ。

○上田委員 ありがとうございます。オープン当初というのはおそらく他の店舗さんからも考えて、非常にたくさんの方が来店されるというふうに思っています。非常に人気店で有名だということも存じ上げております。やはり入り切らなかつたという場合も十分にあり得ると思うんです、駐車場内に。その時もう入らないように流すというふうにおっしゃってたんですけれども、その時の来られた方への案内というのは、具体的にどういうことをお考えですかね。こういうルートでまたもう一回また回ってきてくださいとか、また後日来てくださいというお話なのか。もしお考えあればお聞かせいただけますか。

○設置者 細かなですね、どういうふうに後日きてくれと言うのかどうするのかその時の状況にもよると思うんですけど、明らかに回ってきてもらつても無理な場合は後日という話になりますし、本当に少しという話であれば回つてもらうという話になるかもしれません、そこも含めてオープン対策を今練っているところでございます。細かな表現についてはそこまでお示しできませんけど、本当にもう後日来てくれというような話になるのかなと。先ほども言ってきましたが、入ってきちゃうと出て行ってもらうというのはなかなか難しくな

るので、手前で満車ですという案内をして、できるだけ外側で逃げてもらうと言いますか、というような対策を考えているところです。

○上田委員 差し支えない範囲でお伺いできればと思うんですけど、オープン日というのはもう決まっておられるんですか。

○設置者 一応、こちらのサイドでは決めていますけれども。

○上田委員 警察さんとの協議はどれくらい前から始められるのでしょうか。

○設置者 協議は、この案内でとかいうものについては、当然立地法の届出前に話しますけど、オープン時の協議というのは今まさにです。一ヶ月ぐらい。

○上田委員 住民の方も非常に関心が高くて、ご回答としてはオープン前の協議でしっかりと決めますというふうにおっしゃってますので、やはりそのところが住民の方の安心につながるポイントなのかなと思いますので、くれぐれも細かなご意見も拾っていただけたらなと思います。

○白会長 他の委員の皆様からのご意見ございませんか。

○西堀委員 よろしいでしょうか。ご説明ありがとうございました。私も交通の面からの意見になるんですけども、この住民説明会での指摘ですとか、3通の意見書、いずれもですね、非常に多くのご不安を抱えておられるのが見て取れる内容となっております。地元住民の方々のご意見ですね、お住いの方々ですので地域の状況をお分かりだという方々の指摘となると、やはり真摯に対応していくことが必要かなというふうに私も受け止めております。そういうことを踏まえての確認なんですが、まずですね、立地法の指針に基づいた検討をなされておりますけれども、ロピア様の過去の出店の状況を踏まえて、この立地法の指針に基づいた検討で十分なのかどうかというところを一つ確認させていただきたいと思います。

二つ目といたしまして、広域看板を設置するということが対策としてありましたが、どこにどのような内容の看板を設置するのか。それと、対策十分取られているということですが、やはり何が起こるかわからないということもございますので、何か起きた場合の対応ですね。警備員が誘導するということもございましたが、意見書の中には営業自粛することを約束するという指摘もあったなかで、どういった対応を取れるのかということをお聞かせいただければと思います。

○設置者 今、立地法指針での予測計算というのは、交通の方してますけども、ロピアさんのところの影響もあるので、実は必要駐車台数の1.5倍設けていますと言いましたが、1.5倍の発生台数を載せて計算したものもございまして、それの1.5倍の設定も需要率・混雑度

も需要率が 0.9、混雑度が 1.5 は下回っているところでございます。どれぐらい来るかっていうのは地域によってわからないところもありまして、現在今、少し前はロピアさんがあまり出店されていない、大阪では出店ない時にはかなりな影響があったんですけど、最近ぱつぱつできてきてまして、そこでの感触からしたら通常より 1.5 倍ぐらい来るのが通常かなというところではございます。

広域看板は特にこちらから来た車がここで曲がってもらったら困っちゃうので、この神崎川の手前に、この手前の東側に広域看板を立てて、このルート通ってきてというような広域看板を考えています。それ以外はもう、オープン時のプラカードとかになる予定でございます。何か起きた場合の対策は、先ほども事務局からもあったように、オープン後の状況に見て、行政さんからも何か指導があるかもしれませんし、こちらとしても何かあったら折衷案も、お店の店長とかもいますので、何かあれば窓口でうけて、対策ができるものは対策していきたいという風には考えています。よろしくお願ひします。

○西堀委員 ありがとうございます。指針の 1.5 倍を確保されているということで、それは関西でも出店が増えてきた中での状況を踏まえて、これぐらいあれば十分だろうというお考えということですかね。駐車容量に関しましては、そのなかなというところもあるんですけど、経路案内ですね。今回のこの立地で誘導する経路どおりに本当に経路を使っていただけるのかという点についてはいかがでしょうか。既存店舗で左折入庫・左折出庫が徹底されているのかどうかも含めてお聞かせいただけますでしょうか。

○設置者 ちょっと、ロピアという話ではあれですけど、左折入出庫の案内についてはロピアさんに限らずですけど、案内ルートもこちらの思いのルートできてくださいというのはアピールは当然するんですけど、100%それを守ってもらえるかというとそうではなくて、やっぱりショートカットをしたりとか、よく知っている人はここの先ほど言った新高小学校の横も通れるので、そこを通ってくるとかそういうことをなくすことは多分できないと思いますけど、そういうふうな状況がこちらの対策では不十分ということがあれば、また新たな何か、広域看板ってなかなか建てるることは少ないですけど、看板建てるのか、人をそこに繁忙時またはオープンだけじゃなくてプラカード持たせて走らせるのかとかいうのは臨機応変に考えていいきたいと思っています。今回左折イン左折アウトのところがあるので、ポストコーンを建てられないかなということで検討はしたんですけど、ちょっとどうしてもあそこの道路の幅がということもありまして、建てることができないということで、今回こういうお話になっているところでございます。よろしくお願ひします。

○西堀委員 ありがとうございます。懸念したことといたしましては、経路を設定されてそこはしっかりと対策されるということなんですけども、その指定されていない経路を通ってくる車に対して、全く対策が取られないということになるのが一番怖いかなと思っています。そういう意味で経路を徹底していただくことは、まず大事なんですけども、そうではない車がもしも目に余るような状況であれば、それに対する対策を考えていただく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

○白会長 他の委員の皆様。はい、よろしくお願ひします。

○菅原委員 騒音に対してなんんですけど、数値的には全然問題なさそうと思ったんですけど、意見書の回答のところで構内で結構待ちが発生する可能性があるというので、待つところがスロープとかだったら、あまりもしかしたら関係ないかもですけど、待機車によって、騒音が大きくなるような可能性もあるかなというので。ギリギリのところもあるみたいなので。そこらへんはもしかしたら、なにか意見があるかもしれない、意見というか、住民の方から苦情みたいなのが発生しうるかなと思うので、そのへんは付帯意見のところにもありましたけれども、お気をつけただけたらなと思いまして。質問じゃないんですがコメントです。

○設置者 ありがとうございます。

○白会長 はい、他は。

○松尾委員 ありがとうございます。大きく3点あるんですけども、1点目につきましては、今回ご説明があったように住民の方々からのご意見に対してのご回答書、結構たくさんあったということで理解しております。そうする前に、回答書は既に住民の方々にこの回答書ということをお送りされたということ理解でよろしいですか。

○設置者 いや、回答書は送ってないです。

○松尾委員 まだ、ということで。

○設置者 送ってない。

○松尾委員 そういう意味で言いますと、回答の内容が気になる点がいくつかあります。意見、1つ目の、駐車台数の149台に対して、補足するという形でご指摘いただいている事に関しまして、立地法指針の必要台数が、間違っていたらすみません、94台ですよね、それが1.5倍だとすると、回答しているような回答していないような形になっていますので、先程ご回答いただきましたように、今までのロピアさんのこれまでの出店状況を踏まえて、必要台数っていうのが149台で、賄えるということもう少しきちんと書かれたほうが、意見の内容についての回答になっているかなというふうに。なんか149台が駄目だけど、141台は

確保してますっていう回答はあんまり噛み合ってないかなという内容に気になったのでご検討いただければと思います。

もう一つなんですねけれども、その回答書の内容で、これは2階駐車場に従業員用駐車スペースとして 55 台分の記載があるというふうにあったんですけども、これは完全に向こうの読まれた方の勘違いということでおろしいんでしょうか。

○設置者 いえ、勘違いということではないんですけど、立地法の届出ではですね、2階のところに従業員用を、いわば必要台数は 94 台なんで、それ以外の部分は従業員用と振るよう手手続き上の話だけです。で、勘違いされたというか誤解されたといいますか。でも、それだけ見ると、そういうふうに見えちゃうんで。説明会のときもそういう説明はしたつもりではあったんですけど、すみません。はい。

○松尾委員 わかりました。承知しました。じゃあちょっとすみません、資料の中身、私が読みとる限り、55 台っていうのが把握できなかつたのでどういうことなかつたのかなと思って質問させていただきました。最後の違法駐輪のことについては私が伺う限り、基本的にはこの神崎川駅のところからの自転車の方と歩行者の方が交錯することをすごい懸念されているような形だったので、違法駐輪を撤去するしないは多分これまでの単純な不満が積み重なっているだけな気がするんですけども、そのあたりの歩行者と自転車の通行に関しては、何か対応は考えられていることはあるんですか。

○設置者 ここピントについては考えていないですが、注意してきてくださいというような注意喚起のみです。ここにというわけではないんですが、この間とか、この前は結構広いんですけど、このあたりとか歩道切れてるところもありまして、危ないところもあるので、そういう注意喚起はします。

○松尾委員 注意喚起も含め、違法駐輪は範囲外というか。そういう回答で。

○設置者 注意喚起と言っても道路になにか置くとかそういうわけではなくて。

○松尾委員 ではなくて、声掛けをするとか。

○設置者 場内とかの話。来てくださる方は、自転車でも気をつけてくださいというやうな。

○松尾委員 わかりました。今回結構回答する内容が多かつたので、回答内容について気になつたこととして、1点目がそれになります。2つ目なんですけれども、単純に修正しろということではないんですけど、配置的にバックヤードが東西に位置されていて、搬入経路と利用される方々との行き来が住民の方々のご意見にもありましたけども、交錯している部分があるんですけども、片側には寄せず、両側に配置しなければならなかつたというのはなに

か、もし差し支えない範囲でなにかご事情があるんだとしたらそれをお聞きしたいなと思います。

○設置者 今先生がおっしゃられているのは、こっちに別れていることですかね。

○松尾委員 はい、荷捌き施設のこと。

○設置者 これは、完全にこちらのお店上のお話。お店のお話です。

○松尾委員 それはロピアさんとその南側のお店との荷捌きをまったくこう……

○設置者 いや、ロピアさんのお店のどっちもバックヤード。こちらとこちらはこのロピアのお店の両方にバックヤードを設けているという。

○松尾委員 両方にやっぱり必要だったという。

○設置者 キリン堂はここです。

○設置者 ロピアのレイアウトが、長方形に横に長いんです。そうするとバックヤードの機能が左右に分かれているという状況になっておりまして。それに伴って、荷捌きが2つに別れているという。

○松尾委員 何かしらの事情があるんだろうなということは理解しているんですけども、東側の搬入はできれば固められたら良かったのになというふうには、図面を見る限りは思った次第です。3点目ですけれども、この同じ建物配置図の緑地の部分なんですけど、基本的に北側は誰のためというか、ほぼ何も誰も見られないところに壁面緑化があるというのがどうしたものかなと思っているんですけど、これは逆に東側だったり南側だったりお客様が目にする方向に努力されるようなことの考えにはならなかつたのでしょうか。

○設置者 この壁面緑化のことですか。まず、南面はこちら側の顔になるので、設置するところは難しいです。東面はスロープになります。消去法になっていくんですけど。西面という方法もあるんですけど、逆に西面は家がかなりあるので、この案件じゃないんですけど、壁面緑化することで虫がとか、あとで苦情も出ることもあるので、北面だと事業所側なので特にそんな意見も出ないかなということにしてるということだと思います。

○松尾委員 もちろんそれは理解しているんですけども、そもそも壁面緑化の意義としては、誰にも何も言われない場所につけるところではありませんので、そういう意味では、算定の面積的にというところでないのであれば、北側をそんな頑張らなくてもいいかなというところをまずベースと思っておりまして、壁面の方が難しいのであればその周辺の緑地のところをもう少し、たしかに住民等の虫等のご意見ももちろん、理解しているんですけども、例えばその南側の店舗の皆さんのが通られる場内の公道だったりとか、そのあたりのところを豊か

にするっていう、あるかなと思いますので。そのあたりでぜひ工夫をいただければなというふうには、配置図を読む限りは思った次第です。

○設置者 ちょっとこれは変えることができないと思うのですみません。

○松尾委員 よろしくお願ひします。以上です。

○白会長 それでは今の意見としては持ち帰っていただいて、また。

○設置者 いや、ちょっとすみません、壁面緑化は変えるっていうことはできないと思います。すみません。

○設置者 すみません。以後の施設の参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○松尾委員 そうですよね、壁面緑化というのは、人から文句言われないとところにつくるものではないということをご留意、緑というのはそういうふうに使うものではありませんので、あくまでもやはり景観、周辺の景観を維持するために行うものという目的のところを見失わないようにしていただきたいと思います。

○白会長 それではまだご意見等……

○山根委員 わたしあまり敷地の中のことと言う立場ではないと思っているんですけど、ひとつ気になるのが、駐輪場の設置の向きといいますか、道路から入っていく通路があって、その通路面の奥に入口があるということで、その奥の方にも一つ駐輪場がありますよね。その部分に入っていくときにそこを歩行者も通って、自転車も通るという理解をしていいんでしょうか。その場合にかなり交錯するというか少し、奥に関しては、置きに行く人が自転車を押していく人が、動線上、重なることがあるんじゃないかなということが気になります。それでいうと、さらに8台7台の入口付近のところとか、奥のお店周りのところが串刺しで駐輪する形になると、出入りのときに、入っていく方の邪魔になるというふうなことはあるんじゃないかなというふうにちょっと気になっていてですね。もう少し一旦、引き出してから、外の通路出していくというふうな形に、本当はされたほうが良かったのかなと思っています。ロピアさんのすぐお店の下に設置されてるところは、通路に引き出してそこから出していくというふうな形になるんじゃないかなと思うんですけど、そのへんをできる限り台数を増やされるために今みたいな設置の配置になっているんだと思うんですけれども、もう少し、出し入れのところですごく混雑されることが懸念されるので、そのあたり今から変えることは難しいかもしませんが可能であれば、工夫をいただくほうがいいのではないかと思います。あとですね、バイクと原付の台数がすごく少ないように思ったんですけども、これは大丈夫

なんでしょうか。ということをひとまずお聞きしてもいいですか。

○設置者 原付台数はここに原付と書いてところがあると思いますけど、これ以外のところも、自転車置くところにも原付置いてもらってかまわないいので、こういうところにも、原付置いてもらっても。そこはちょっと状況を見たいと思ってます。先程言つてました、このやつてもらえるかわからないんですが、通路が2メートルあるんですけど、一応この入るところには、自転車を押してくださいというような注意喚起もして、乗っていくんじやなく、降りてもらって歩行者として駐輪していただけるようにしたいと思っています。すごい混雑時は場内と言いましたが、そういうところにも人が、降りてくれとか、そういったところの注意喚起をしていくと思います。

○山根委員 どなたか立たれて案内を混雑時にはされるということで。

○設置者 そうですね。

○山根委員 まあ乗って入るは流石にないと思うんですけど、押すと逆に幅を取るので、そういう意味で、行き来のときに、通路が2メートルあってもですね、狭いんじゃないかなと気にしているのと、引き出すときに必ず通路を塞ぐ形になってしまふと、そこで通行の妨げになったり、ぶつかったりとかいうことがあるかなと思うんですね。私も自転車乗ることが最近ちょっとないんですけど子供もっと小さいときはよくあったんですけど、見づにどうしても引き出してしまうので歩いてる人にぶつかるみたいなことが心配されるという配置計画になっているのではというところを少し気になりましたのでお伝えします。

もう一つはですね、もう少し広く見た話で、周辺の人口の状況とかを少し見たんですけれども、このあたりすごく若い方がどうも多いエリアみたいで、高齢化率とかそれほど高くないというかすごく低いみたいです。周りの戸建てというか、長屋が建てかわって、結構新しい住宅になったり、マンションが増えてたりというふうなことで、若い子育て世帯が住んでらっしゃるのかと思います。そういうことでいうと、先程の小学校もなんんですけども、南側すぐのところに、保育所があるので、やっぱりその周辺の安全に十分に注意いただきたいということが、これは質問ではなくて意見としてお願いしたいところです。もう一つ、住民の方からの意見にもあって、事業者様に申し上げても難しいかなと思うんですが、周辺の状況を十分に見て、出店してくださいというふうなことがあったと思うんですね。すごくここ便利なところですし、ここに食料とかドラッグストアができるとか、周辺の方にとって暮らしやすい生活環境になると思います。ただ、便利なところですし、元々結構既に出店されているという気もするので、そのあたりロピアさん人気だからおそらくロピアさんにお客様が流

れるのかなと思うんですけど、過密にならないようにということをですね、是非十分マーケティングされてると思うんですが、考えて出店いただければと申し上げます。以上です。

○白会長 はいそれではお願ひということでおろしくお願ひします。じゃあそれでは、はい、お願ひします。

○西堀委員 細かいことがいくつかあるんですが、その前に先程質問させていただいた広域看板のこと、設置はオープンに間に合うという理解でよろしいですかね。

○設置者 大丈夫です。

○西堀委員 壁面緑化の話のときに私も気になっていたんですが、北面でも育つものなんですかね。植えたけど枯れちゃったはすごく悲しいことだと思うので。

○設置者 大丈夫です。日陰でも育つ種類で選定していますので。

○西堀委員 あと二つなんですが、荷捌きの車両のことですね、矢印が書いてあって、頭から突っ込んで後ろから出していくっていうことではないと思うんですが、どういった形で転回するのか、をお示しいただけますか。特に一般車の駐車場と重なる部分、どういう風に転回するのか教えて下さい。

○設置者 もしかしてこちらのことですかね。

○西堀委員 両方ですけれども、特に一般車は重要なと。

○設置者 まずこちらは、搬入車両は右折で入ります。入って頭振って、バックして停めて出していく。ここで転回することになります。こちら側につきましては、こちらから頭振ってバックして出てくる形になります。頭からこう入っていって……。

○西堀委員 どこでバックするんですか。

○設置者 ここでこうバックする。

○西堀委員 そのときは上から降りてくる車を、1回シャットダウンして。

○設置者 そうですね。営業時間外、ロピアさん10時からなんで、営業時間前にほぼ入るんですけど、もし営業時間中になればここにわかりにくいんですけど、人を立てて、当然出していくときもお客様優先なので対応したいというふうに今考えています。台数的にはこっちのほうが多いんですけど。

○西堀委員 南のほうが多い。

○設置者 こっちが主ですけれども。

○西堀委員 オレンジ色にはなにか建屋があるんですか。

○設置者 ないです。ここは何もなく、全然空間になってまして。上にも何もないです。こ

こにトラックが止まるよという位置です。

○西堀委員 荷捌きが右折入庫するんですよね。

○設置者 実はですね、左折入出庫したいんですけど、こちら側、神崎川の駅の、先ほど駐輪がいっぱい止まっているよとか言っていた、の周囲、あそこのところが高架で下になっているんですけど、その方が低くてですね、乗用車は通れるんですけど、トラックが通れない高さになってますので、小さいものはこちらからこう来て左折で入れますけど、4トンとかは通れないで、右折で入ることになります。

○西堀委員 一般の来客の方に左折入庫・左折出庫をする周知する状況を考えると、自分の身内だけっていう話が、印象を与えておかしくないかなという気はします。先ほどもあつたんですが、意見書の中に立地を十分に考えてということに関しても市場があるかないかということだけじゃなくて、地域の土地利用の状況ですか、道路交通環境といったことを踏まえての十分に考えてというところじゃないかなという気がいたしますので、そのあたりは今後ご配慮いただけるといいかなと思いました。最後なんですが大阪市さんの意見書の中に「検証を行う」と、マル1番ですね、検証を行うということ、ございますけれども、これはどなたが行うのか。それと、結果についてどういう形で取りまとめられて表に出るのか、扱いですね、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

○設置者 すみません、大阪市さんのというのは付帯意見のことですか。

○西堀委員 はい、付帯意見のマル1です。

○設置者 すみません、これにつきましては、今日この会議で知ったので、具体的にどうつてことはまだ協議もしてませんが、おそらく、5ポイントかな、6ポイントぐらい調査したところの、主要なところの調査であるとか、来退店の状況。左折入庫って言ってても、右折で入ってる者がいるんじゃないとか、そういったところの状況の提示になるんじゃないかなと私は思いますけども。

○西堀委員 それはどなたがされるんですか

○設置者 それは事業者で行うことになると。

○西堀委員 じゃあ。

○設置者 あのそこはすみません、まだここには書いてないけど、でも事業者に対しての付帯意見なんで、事業者がするっていうことかなとは思いましたが、ちょっとここは話をしないところですので。

○西堀委員 これから検討されると思いますけども、事業者というのは。

○設置者 私どもでございます。リアルティマネジメント。

○設置者 と思っていますけども、ちょっとまだ協議をしていませんのでこれからになります。

○西堀委員 はい、わかりました。ロピアさんではないということですね。

○設置者 そうですね。代表者が、いずれにしても我々事業者サイドでまとめる話かなと思っていますけども、この場で妄想で答えるもいいものなのかどうかがちょっと判別つきませんでみません。

○西堀委員 わかりました。ありがとうございます。

○四辻委員 時間あれですけど、一個だけ聞き逃して、私が聞き漏らしてるだけだと思うんですが、従業員さんはこれどこに止めるんですか。

○設置者 従業員は外です。駅からも近いので公共交通機関、もしくはここ以外のところでお借りするとかになります。

○四辻委員 わかりました。そうですね、大丈夫です。

○白会長 はい、委員の皆様からのご質問ご意見ございませんか。それでは本案件につきまして、委員の皆様からご意見等いただきましたが、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容となっております。よって当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については述べないこととし、事務局から説明のあった付帯意見について4点、申し添えたいと存じますが異議ございませんでしょうか。ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、本議題は、当審議会における意見を有しないものとし、付帯意見4点を申し添えることといたします。

○経済戦略局 皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。これを持ちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。会議の円滑な進行にご協力を賜り、誠にありがとうございました。このあと事務局から事務連絡をいたしますので委員の皆様にはこのままお待ちいただき、なお傍聴者の皆様はご退室いただきますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

**閉会 正午**